

証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案

証券取引法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条中第二百十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二百十四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 商品市場における取引等につき、その委託の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、その委託を勧誘すること（顧客の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。）。

第二百十四条第五号中「勧誘を」の下に「引き続き」を加える。